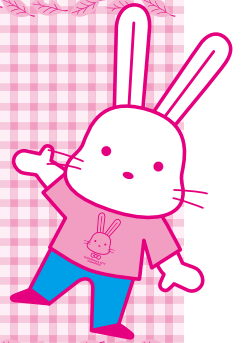


ももりんの国民年金ガイド

2025.4



発行 福島市役所国保年金課 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 ☎024(525)3738

公的年金である「国民年金」・「厚生年金」は、現役時代に保険料を納め続けることで、老後や、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

1. どんな仕組みになっているの？

「国民年金(基礎年金)」は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。加入期間や支払った保険料に応じて基礎年金が受け取れます。

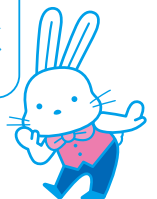
「厚生年金」は、会社員などを対象とし、基礎年金に上乗せして受け取れます。



2. 国民年金の保険料はいくら？

月額 **17,510円** (令和7年度)

一括前払い(前納)や早割制度を利用すると保険料が割引になります。詳しくはお問い合わせください。



3. どうやって納めるの？

- ・日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)及びコンビニエンスストアのいずれかで納めてください。
スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済や電子納付(ペイジー)も利用できます。
- ・口座振替やクレジットカードも利用できます(年金事務所に事前申込が必要です)。

4. 第1号被保険者が年金を増やす方法は？

●付加年金：定額保険料に付加保険料 **月額400円** をプラスして納付する。

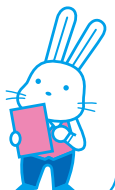
老齢基礎年金に **200円×付加保険料納付月数が、年額に毎年上乗せ** されます。

例) …… 10年間納めると 納付額 **400円×10年間(120月)=48,000円**

上乗せ額(年額) **200円×120月=24,000円**

1年目24,000円、2年目も24,000円、3年目も24,000円の上乗せが生涯続きます。

○国民年金基金…詳しくは「国民年金基金」☎0120-65-4192へお問い合わせください。



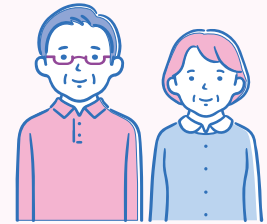
5. どんな年金(給付)があるの？

※令和7年4月からの金額

65歳になったら…

老齢基礎年金

対象者 受給資格期間(10年間)を満たした原則65歳以上の方
20歳から60歳まで40年間保険料を全額納めると…



69歳以下 831,700円(年額)

70歳以上 829,300円(年額)

*納付した期間などが短ければ減額されますが、一生涯支給されます。

*受給資格期間には、免除期間や納付猶予、学生納付特例の期間、第3号被保険者の期間及び合算対象期間などを含みます。

死亡したとき…

遺族基礎年金

対象者 生計を支えていた国民年金第1号被保険者の方や、受給資格期間25年以上を満たした方の遺族

子がいる妻(夫)…69歳以下 1,071,000円(年額)

70歳以上 1,068,600円(年額)

子のみ……………831,700円(年額)

*子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。

病気やけがで障がいが残ったら…

障害基礎年金

対象者 国民年金加入中や20歳前に、医師の診療を初めて受けた(初診日)病気やけがが原因で重い障がいが残ったとき

1級…69歳以下 1,039,625円(年額)

70歳以上 1,036,625円(年額)

2級…69歳以下 831,700円(年額)

70歳以上 829,300円(年額)

*国内在住で年金制度に加入していない60歳以上65歳未満の方を含みます。

*初診日の前日に納付要件を満たしていること。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、年金収入とその他の所得の合計額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されます。

(例)老齢基礎年金受給者：5,450円(月額)

障害基礎年金受給者：1級6,813円、2級5,450円(月額)

遺族基礎年金受給者：5,450円(月額)

*老齢基礎年金受給者は、さらに65歳以上で同一世帯全員が非課税であることが支給の要件になります。

*支給には申請が必要となります。

◎その他、年金(給付)には、特別障害給付金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。

◎詳しくは国保年金課、年金事務所までお問い合わせください。

※令和7年度の年金額は、法律の規定により前年度から1.9%の引き上げとなります。

※「70歳以上」に該当する方は、昭和31年4月1日以前に生まれた方になります。

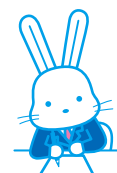
※令和7年度の上記の給付金は、法律の規定により前年度から2.7%の引き上げとなります。

6. どんなときに手続きが必要なの？

共通事項：本人確認のできる書類(免許証など)とマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。

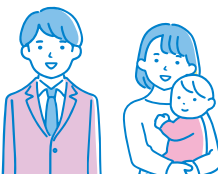
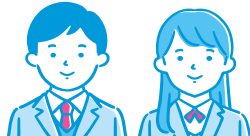
こ ん な と き		必 要 な も の	届 出 先
加入・喪失の届出	20歳になったとき 20歳になってから約2週間程度経過しても加入したことをお知らせする通知が届かない場合は届出が必要 (厚生年金加入者とその配偶者で扶養されている方は除く)	共通事項の書類のみ	国保年金課 各支所・出張所 電子申請
	60歳未満で会社を退職したとき ※扶養している配偶者がいる方は、配偶者の届も必要です。	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ※本人及び扶養の配偶者 ・資格喪失証明書	国保年金課 市民課総合窓口 各支所・出張所 電子申請
	配偶者の扶養から外れたとき ※収入が増えた方や離婚した方	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・扶養から外れた日を証明できる書類	
免除	保険料の納付が難しいとき ※自営業、無職の方などは「免除制度」または「納付猶予制度(50歳未満の方)」 ※学生の方は「学生納付特例制度」	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・(失業・退職した方)雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど ・(学生の方)学生証の写しまたは在学証明書	国保年金課 各支所・出張所 電子申請
	妊娠・出産したとき *会社にお勤めの方は、勤務先へ相談してください。	・母子手帳 (出生届がされていれば不要)	
受給者の届出	受取先を変えるとき	・預貯金通帳	年金事務所
	受給している方が亡くなったとき	必要書類は日本年金機構東北福島年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所 国保年金課

※詳しくはお問い合わせください。
 ※電子申請(マイナポータル)はこちら



7. 納めるのが難しいときは？

所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除や猶予される制度があります。受給資格期間に含まれますので、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けとれなくなることを防ぐため、保険料を未納のままにせず申請してください。

対象者と 審査方法	 保険料免除 自営業・ 無職の方など	 納付猶予 50歳未満の方	 学生納付特例 対象校の学生	 福島市
	本人・配偶者・ 世帯主	本人・配偶者	本人	
前年所得の 審査対象者				未納の場合
年金受給 資格期間	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。			受給資格期間に 入りません。
老齢基礎 年金額	免除額に応じて 反映されます。	年金額に反映されません。		年金額に反映 されません。
後から保険料を 納める (追納)	10年以内なら納めることができます。 (2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます。)			2年を過ぎると 納めることが できません。

8. どこに相談すればいいの？

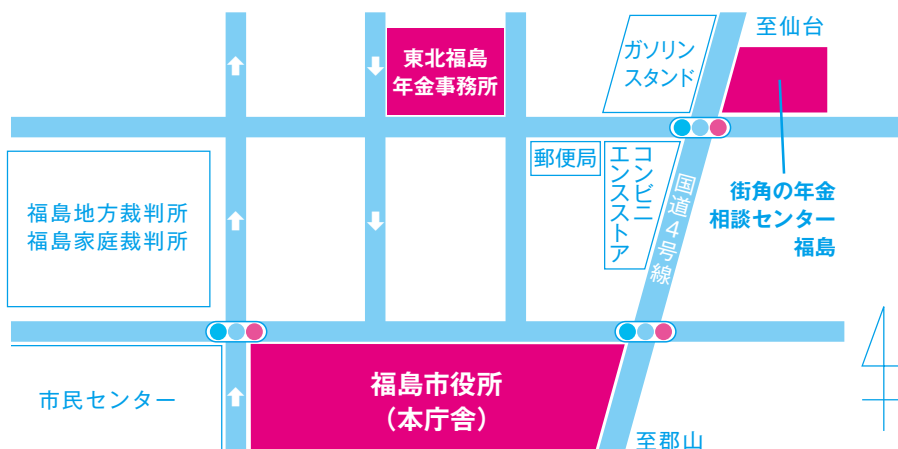
- 福島市役所国保年金課国民年金係(本庁舎1階)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
- 日本年金機構東北福島年金事務所
〒960-8567 福島市北五老内町3番30号
- 街角の年金相談センター福島(受給手続きの対面相談のみ)
〒960-8131 福島市北五老内町7番5号 イズム37 2階

☎024-525-3738

☎024-535-0141 (音声案内)

☎024-531-3838

(※お電話による年金相談は受け付けておりません)



福島市観光PR
キャラクター
「もりに」

ねんきんネットをご活用ください。

※「ねんきんネット」・・・これまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額などご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。

